省　令

○農林水産省
国土交通省令第五号

地すべり等防止法（昭和三十三年法律第三十号）第三条第三項（同法第四条第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、地すべり等防止法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年十一月一日

農林水産大臣　小里　泰弘
国土交通大臣　斉藤　鉄夫

地すべり等防止法施行規則の一部を改正する省令

地すべり等防止法施行規則（昭和三十三年農林省建設省令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（地すべり防止区域又はぼた山崩壊防止区域の指定等の告示） **第一条**　地すべり等防止法（以下「法」という。）第三条第三項（法第四条第二項において準用する場合を含む。）の規定による地すべり防止区域又はぼた山崩壊防止区域の指定又は廃止の告示は、次の各号のいずれかの方法により当該地すべり防止区域又はぼた山崩壊防止区域を明示して、官報に掲載して行うものとする。 一　緯度及び経度 二　市町村（特別区を含む。以下同じ。）、大字、字、小字及び地番 三　一定の地物、施設、工作物又はこれらからの距離及び方向 四　平面図	（地すべり防止区域又はぼた山崩壊防止区域の指定等の告示） **第一条**　地すべり等防止法（昭和三十三年法律第三十号。以下「法」という。）第三条第三項（法第四条第二項において準用する場合を含む。）の規定による地すべり防止区域又はぼた山崩壊防止区域の指定又は廃止の告示は、次の各号の一以上により当該地すべり防止区域又はぼた山崩壊防止区域を明示して、官報に掲載して行うものとする。 （新設） 一　市町村（特別区を含む。以下同じ。）、大字、字、小字及び地番 二　一定の地物、施設、工作物又はこれらからの距離及び方向 三　平面図

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○国土交通省令第九十六号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三条第三項の規定に基づき、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年十一月一日

国土交通大臣　斉藤　鉄夫

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律施行規則の一部を改正する省令

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律施行規則（昭和四十四年建設省令第四十八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（急傾斜地崩壊危険区域の指定等の公示） **第一条**　急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（以下「法」という。）第三条第三項の規定による急傾斜地崩壊危険区域の指定又は廃止の公示は、次の各号のいずれかの方法により当該急傾斜地崩壊危険区域を明示して、都道府県の公報に掲載して行うものとする。 一　緯度及び経度 二　市町村（特別区を含む。）、大字、字、小字及び地番 三　一定の地物、施設、工作物又はこれらからの距離及び方向	（急傾斜地崩壊危険区域の指定等の公示） **第一条**　急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（以下「法」という。）第三条第三項の規定による急傾斜地崩壊危険区域の指定又は廃止の公示は、次の各号の一以上により当該急傾斜地崩壊危険区域を明示して、都道府県の公報に掲載して行なうものとする。 （新設） 一　市町村（特別区を含む。）、大字、字、小字及び地番 二　一定の地物、施設、工作物又はこれらからの距離及び方向

附　則

この省令は、公布の日から施行する。